

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

eダイレクト金銭信託 N3 号

【新規】

信託受益権格付

J - 1

■格付事由

本件は、対象債務者に対する貸付金を裏付けとする合同運用指定金銭信託の信託受益権（eダイレクト金銭信託 N3 号）に対する格付である。

1. スキームの概要

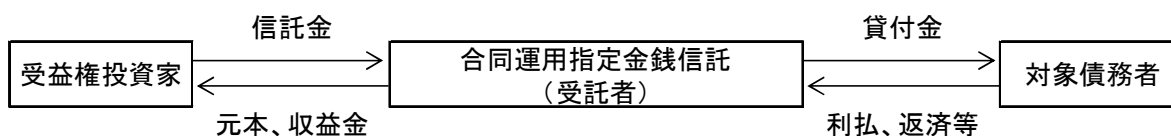
- 合同運用指定金銭信託の受託者であるオリックス銀行は、投資家より信託金を受け入れると同時に信託受益権を発行する。
- 受託者は(1)で受託した金銭を合同して、主に対象債務者向けの無担保貸付金で運用する。一部は中途解約準備金として積み立て、受託者の銀行勘定等で運用する。
- 受託者は当該貸付金の利息及び返済金を受領し、信託終了日の翌営業日から 5 営業日以内に本信託受益権の元本償還および配当の支払いを行う。
- 当該合同運用指定金銭信託は各号ごとに信託設定され、各号の信託財産は受託者の固有財産や他の信託財産から独立して管理される。

2. 格付評価のポイント

- 本信託受益権の元本及び配当については貸付金の元利金を原資に支払われる。対象債務者が破産等の債務不履行状態に陥った場合には、貸付金に係る元利金が弁済されず、予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、信託元本に損失が生じるリスクがある。
- 中途解約準備金は当初受託者の銀行勘定で運用されるが、受託者の信用力が一定程度悪化した場合には、信用力の高い他の金融機関の預金等へ運用先を変更するため、受託者の信用力悪化が本信託受益権に与える影響は極めて小さいものと判断している。
- 本信託受益権の償還事務その他本件スキームにかかる業務遂行能力については、受託者の事務手続及びこれまでの運営状況等を確認した結果、特段の問題はないものと判断している。当該合同運用指定金銭信託は各号ごとに信託設定され、各号の信託財産は受託者の固有財産や他の信託財産から独立して管理される。

以上より、本信託受益権に対する格付を「J-1」と評価した。

【スキーム図】



（担当）杉山 成夫・松本 雄大

■格付対象

【新規】

対象	発行金額	償還日	予定配当率	格付
e ダイレクト金銭信託 N3 号	未公表	2025 年 1 月 20 日	固定	J-1

＜発行の概要に関する情報＞

信託設定日	2024 年 1 月 12 日
信託終了日	2025 年 1 月 10 日
償還方法	満期一括償還
流動性・信用補完措置	なし

＜ストラクチャー、関係者に関する情報＞

対象債務者	株式会社日本エスコン
受託者	オリックス銀行株式会社
アレンジャー	オリックス銀行株式会社

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年1月12日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典
主任格付アナリスト：杉山 成夫
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準については、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「リパッケージ商品」（2019年8月5日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社日本エスコン
(アレンジャー) オリックス銀行株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
格付対象商品および裏付資産に関する、アレンジャーから入手した関連契約書類
なお、JCRはオリジネーターが証券化関連契約書類上で情報の正確性に関する表明保証を行っている。
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル